平成２２年（フ）第１０４号
山口県光市中央２丁目10番25号　アバンティー中央201号、前住所山口県光市中央４丁目８番15号
債務者　砂田　理絵
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第３３２号
静岡県浜松市東区小池町1563番地
債務者　山崎美佐子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
釧路市新川町17番547号
債務者　佐藤サツ子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第４０９号
東京都墨田区緑１丁目20番12―403号　ランドステージ両国、旧住所埼玉県戸田市美女木７丁目９番地の８　レオパレス21シャルム101号室
債務者　相馬　健志
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４７６号
さいたま市浦和区駒場２丁目６番26号303、破産申立時の住所さいたま市浦和区大東１丁目11番１号307
債務者　加藤　勇一
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７２０号
埼玉県蓮田市大字高虫537番地の10
債務者　三上　昭仁
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７５５号
埼玉県上尾市大字瓦葺1988番地１　シティハイムオガワ102
債務者　渡邉　　享
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７６６号
埼玉県川口市並木２丁目17番12号　武蔵野プラザ502号室
債務者　長谷川美香
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８０４号
さいたま市南区松本３丁目14番９号　モアシャトー102号
債務者　尾崎　裕行
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８１０号
埼玉県川口市前川４丁目９番２号　須賀ハイツ103号
債務者　箕浦　紀子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８４９号
さいたま市見沼区東大宮４―45―６　ヴェルディーノ207、住民票上の住所岩手県盛岡市青山３丁目29番４号
債務者　佐藤　　浩
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５３号
千葉県君津市中野６丁目14番12号　103
債務者　越田　勝美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第５７号
千葉県袖ケ浦市今井２丁目112番地５
債務者　乙井　勝美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第５８号
千葉県袖ケ浦市今井２丁目112番地５
債務者　乙井　美幸
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第７１号
千葉県木更津市清川２丁目20番10号
債務者　細矢　　周
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第９２号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽238番地４
債務者　村上　和正
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１１８０号
名古屋市天白区菅田１丁目1501番地　シャトール菅田305号
債務者　川西　亜希
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部